

●香川県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した独立行政法人国立病院機構善通寺病院、独立行政法人国立病院機構香川小児病院及び医療法人社団永井整形外科医院老人保健施設城山苑について、平成25年6月24日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成25年7月2日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人五色台病院	略		医療法人五色台病院	略	
			<u>独立行政法人国立病院機構善通寺病院</u>	<u>善通寺市仙遊町2-1-1</u>	<u>昭和25年5月1日</u>
			<u>独立行政法人国立病院機構香川小児病院</u>	<u>善通寺市善通寺町2603</u>	<u>昭和32年1月9日</u>
医療法人ブルースカイ松井病院	略		医療法人ブルースカイ松井病院	略	
略			略		
2 介護老人保健施設			2 介護老人保健施設		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
介護老人保健施設すこやか苑	略		介護老人保健施設すこやか苑	略	
			<u>医療法人社団永井整形外科医院老人保健施設城山苑</u>	<u>坂出市川津町1493</u>	<u>平成2年11月30日</u>
医療法人社団おりゅう会介護老人保健施設小山荘	略		医療法人社団おりゅう会介護老人保健施設小山荘	略	
略			略		
3～5 略			3～5 略		